阿南市人事行政の運営等の状況の公表について

阿南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定に基づき、令和７年度の職員の任用、勤務条件等の状況を市民の皆さんにお知らせいたします。

令 和 8 年 10 月 30 日
阿南市長　岩 佐 義 弘

1　任免及び職員数に関する状況

◇職員数の状況　（単位：人）

部　局	令和6年4月1日	令和7年4月1日	増　減
市　長	563	550	△ 13
議　会	6	7	1
選挙管理委員会	2	2	0
監査委員	2	2	0
農業委員会	6	6	0
教育委員会	126	118	△ 8
水道事業	15	15	0
消　防	102	103	1
計	822	803	△ 19

◇職名別職員数の状況　（単位：人）

区　分	令和6年4月1日	令和7年4月1日	増　減
一般行政職	421	410	△ 11
税務職	31	29	△ 2
医師・歯科医師職	0	0	0
看護・保健職	21	21	0
福祉職	138	138	0
企業職	15	15	0
技能労務職	69	65	△ 4
幼稚園教育職	24	21	△ 3
特定任期付職員	1	1	0
消防職	102	103	1
計	822	803	△ 19

◇職種別職員数の状況　（単位：人）

区　分	令和6年4月1日	令和7年4月1日	増　減
事務吏員	383	373	△ 10
技術吏員	70	67	△ 3
保育士	139	139	0
幼稚園教諭	24	21	△ 3
保健師	19	19	0
看護師	2	2	0
栄養士	5	5	0
図書館司書	7	7	0
運転技師	23	24	1
保育所用務員	0	0	0
学校用務員	7	4	△ 3
庁務員	6	5	△ 1
保育所給食調理員	11	11	0
学校給食調理員	18	17	△ 1
技能員	1	1	0
作業員	4	4	0
医師	0	0	0
弁護士	1	1	0
消防吏員	102	103	1
計	822	803	△ 19

◇ 等級及び職制上の段階ごとの職員数　（令和７年４月１日）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		職制上の段階		
		人数(人)	割合	人数	割合	段階
1級	定型的な業務を行う職務	59	7.9%	183	24.5%	係員級
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	124	16.6%			
3級	主任の職務	183	24.5%	216	29.0%	主任級
4級	1　係長の職務 2　困難な業務を行う主任の職務	95	12.7%	89	11.9%	係長級
5級	1　課長補佐又は主査の職務	201	26.9%	52	7.0%	主査級
	2　保育所、幼稚園又はこどもセンターの所長又は園長の職務 3　困難な業務を行う係長の職務			122	16.4%	課長補佐級
6級	1　本庁又は委員会等の事務局の参事、課長、所長、局長及び主幹の職務	67	9.0%	12	1.6%	主幹級
	2　環境管理事務所、環境啓発センター、阿南市クリーンピュア又は阿南図書館の所長、館長又は次長の職務			51	6.8%	課長級
	3　消防本部及び消防署の参事、課長及び主幹の職務					
	4　消防署長及び消防副署長の職務			4	0.5%	参事級
7級	1　部長、理事又は副部長の職務	17	2.3%	1	0.1%	副部長級
	2　会計管理者の職務 3　消防長及び消防次長の職務 4　議会事務局長の職務			16	2.2%	部長級
合　計		746	100.0%			

※　割合については、区分ごとに小数点第２位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

◇年齢別職員数の状況　（令和７年４月１日現在）　（単位：人）

区分＼年齢	18・19歳	20・21歳	22・23歳	24・25歳	26・27歳	28・29歳	30・31歳	32・33歳	34・35歳	36・37歳	38・39歳
男	0	1	10	13	6	21	32	27	36	25	23
女	2	5	7	10	22	24	28	25	31	19	27
計	2	6	17	23	28	45	60	52	67	44	50

区分＼年齢	40・41歳	42・43歳	44・45歳	46・47歳	48・49歳	50・51歳	52・53歳	54・55歳	56・57歳	58・59歳	60歳～
男	24	19	25	11	15	20	24	26	19	18	12
女	16	23	14	13	18	17	29	23	22	16	5
計	40	42	39	24	33	37	53	49	41	34	17

区分＼年齢	計
男	407
女	396
計	803

◇競争試験の実施及び採用者の状況　（令和７年度実施試験）　（単位：人）

職　種	第１次試験		第２次試験	第３次試験	採用者数 令和7年10月1日 又は 令和8年4月1日
	受験者数	合格者数	合格者数	合格者数	
上級行政事務	38	20	9	4	4
ＵＩＪターン枠・職務経験者枠（行政事務）	27	18	5		5
上級土木技術	1	1	1	1	1
ＵＩＪターン枠・職務経験者枠（土木技術）	1	1	1		0
機械技術	0	0	0	0	0
ＵＩＪターン枠・職務経験者枠（機械技術）	2	1	1		0
保健師	4	3	1	1	1
保育士（職務経験者含む）	9	6	3	1	1
文化財	0	0	0	0	0
上級消防	6	4	3	1	1
初級行政事務	11	4	1		1
初級行政事務(障がい者枠)	6	2	1		1
初級土木技術	0	0	0		0
初級消防	0	0	0		0
計	105	60	26	8	15

◇フルタイム会計年度任用職員の状況　（令和７年度）

新規採用	任期更新	合計
5	69	74

2　人事評価の状況

職員の職務で発生した能力や業績について、人事評価を行い、職員の意欲の高揚を促し、公務能率の向上につながるよう、職務改善や人材育成に取り組んでいます。

3　給与の状況

◇職員の平均給料月額及び平均年齢の状況　（令和７年４月１日現在）

区　分	人数(人)	平均給料月額(円)	平均年齢
一般会計	754	321,545	41.66
特別会計	48	313,227	40.01
計	802	321,048	41.56

※警察職員は除く。

◇職員の初任給の状況　（令和７年度）

区　分		金　額
一般行政職	大学卒	232,000　円
	短大卒	216,500　円
	高校卒	200,300　円
技能労務職	高校卒	198,200　円

◇特別職の報酬月額等の状況　（令和７年４月１日現在）

区　分	月　額	期末手当支給割合	備　考
市　長	909,000 円	（令和７年度支給割合） 6月期 1.725月分 12月期 1.775月分	令和７年４月１日から令和９年１２月６日までの間において、市長、副市長、教育長、政策監の給料の月額は、左記の給料の月額から当該月額に職名の区分に応じ、次に定める割合を乗じて得た額を減じた額としている。 ・市長　１００分の１０　(909,000円-90,900円=818,100円) ・副市長　１００分の７　(724,000円-50,680円=673,320円) ・教育長　１００分の６　(652,000円-39,120円=612,880円) ・政策監　１００分の５　(560,000円-28,000円=532,000円)
副　市　長	724,000 円		
教　育　長	652,000 円		
政　策　監	560,000 円		
議　長	482,000 円		
副　議　長	428,000 円		
議　員	399,000 円		

◇ラスパイレス指数の状況

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
指　数	97.7	98.2	98.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、阿南市の給与水準を指数で表したものです。

◇職員手当の状況　（令和７年４月１日現在）

手当名	支給要件等		支給額	支給職員数（人）
扶養手当	扶養親族	配偶者	3,000 円	312
		子等配偶者以外の扶養親族	１人につき6,500 円	
		16歳未満の子	11,500 円	
		満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子	１人につき5,000 円を加算	
地域手当	地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給		（給料＋扶養手当＋管理職手当）の月額×支給割合 阿南市支給割合　2%	802
管理職手当	部長、理事、会計管理者、議会事務局長及び消防長の職にある者		85,300円	16
	診療所長の職にある者		80,700円	0
	消防次長の職にある者		74,600円	1
	参事、福祉事務所長、環境管理事務所長、署長及び副署長の職にある者		71,600円	4
	課長、保健センター所長、図書館長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び監査事務局長の職にある者		61,100円	51
	主幹、こども相談室長、クリーンピュア所長及び環境啓発センター所長の職にある者		50,700円	13
住居手当	借家（間）	月額25,000円以下の家賃	家賃の月額から14,000円を控除した額	155
		月額25,000円を超える家賃	家賃の月額から25,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額（28,000円限度）	
通勤手当	交通機関	通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする職員に支給	通勤に要する運賃相当額（31,500円限度）	728
	交通用具	通勤のため自動車等交通用具を利用することを常例とする職員に支給	2km以上54km未満は片道の距離に応じ4,200円～34,700円 54km以上は37,500円に54kmから4kmを増すごとに2,800円を加算した額	
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転しやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給		月額30,000 円＋加算額	0
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、その勤務した実績に応じて支給		15種類	119
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給		勤務１時間当たりの給与額×支給率×勤務時間 （支給率35/100～175/100）	556
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた職員に支給		勤務１時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	128
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給		勤務１時間当たりの給与額×25/100×勤務時間	0
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日又は休日及びそれ以外の日の午後10時から翌日の午前５時までの勤務に対して支給		役職に応じて 2,000～13,500 円	8
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給		4,400 円	0
期末手当	基準日（６月１日、12月１日）に在職する職員に支給		（令和７年度支給割合）	776
		一般職員 ６月期	期末手当基礎額 × 1.25月分	
		一般職員 12月期	期末手当基礎額 × 1.275月分	
		特定管理職員 （部長級）６月期	期末手当基礎額 × 1.05月分	
		特定管理職員（部長級）12月期	期末手当基礎額 × 1.075月分	
勤勉手当	基準日（６月１日、12月１日）に在職する職員に支給		（令和７年度支給割合）	758
		一般職員 ６月期	勤勉手当基礎額 × 1.05月分	
		一般職員 12月期	勤勉手当基礎額 × 1.075月分	
		特定管理職員 （部長級）６月期	勤勉手当基礎額 × 1.25月分	
		特定管理職員（部長級）12月期	勤勉手当基礎額 × 1.275月分	

退職手当	自己都合	勤続２０年	19.6695月分	－
		勤続２５年	28.0395月分	
		勤続３５年	39.7575月分 （最高限度額47.709月分）	
	応募認定・定年	勤続２０年	24.586875月分	－
		勤続２５年	33.27075月分	
		勤続３５年	47.709月分 （最高限度額47.709月分）	

※　退職手当につきましては、徳島県市町村総合事務組合に事務委任をしています。

4　勤務時間その他の勤務条件の状況

◇勤務時間

勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週５日間 （国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までを除きます。）
１日の勤務時間	８時３０分から１７時１５分までの７時間４５分
１週間当たりの勤務時間	３８時間４５分

◇休暇制度の概要

（令和７年度）

種　　類	内　　容	休　暇　日　数　等
年次有給休暇		１年に２０日
病気休暇	公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病	その療養に必要と認める期間
	上記以外の負傷又は疾病	連続して９０日を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
特別休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
	風水震火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める期間
	風水震火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失又は損壊し、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難をしている場合 同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外には確保する者がいない場合	１週間を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
	交通機関の事故等不可抗力による事故の場合	その都度必要と認める期間
	風水震火災その他の天災地変により職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼び出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者として、登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、申出又は提供に伴い必要な検査、入院を行う場合	その都度必要と認める期間
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
	所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部を停止された場合	その都度必要と認める期間
	通信教育における面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間（１年につき２０日）
	国民スポーツ大会、青年大会に参加する場合	その都度必要と認める期間
	婚姻の場合	７日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、１日を通じ１時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
	妊娠中に母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠２３週まで　４週間に１回
		妊娠２４週～３５週まで　２週間に１回
		妊娠３６週～出産まで　１週間に１回
	妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	当該妊娠の期間中において７日を超えない範囲内において、その都度必要と認める日
	８週間(多胎妊娠の場合は１４週間)以内に出産予定の女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間
	職員の配偶者が出産する場合	２日
	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間

特別休暇	職員が生後満１年に達しない生児を保育する場合	１日２回　１回６０分
	父母、子及び配偶者の祭日	１日
	忌引	親族により１日から１０日の範囲内で必要と認める期間
	職員が心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	採用された日の翌日から起算して9年、14年、19年、24年、29年、34年、39年、44年を経過する日の属する年において、連続する５日の範囲内の期間
	夏季休暇	７月から９月までの期間内において６日以内
	中学校を卒業した日以後の最初の３月３１日までの間にある子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話又は市長が定めるその子の教育若しくは保育に係る行事へ参加する場合）	一の年において５日の範囲内の期間 （その養育する中学校を卒業した日以後の最初の３月３１日までの間にある子が２人以上の場合にあっては１０日、３人以上の場合にあっては１５日の範囲内の期間）
	職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間内における５日の範囲内の期間
	配偶者、父母、子等で負傷、疾病、老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日の範囲内の期間 （要介護者が２人以上の場合にあっては、１０日の範囲内の期間）
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日の範囲内の期間（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日の範囲内の期間）
	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき（R8.1.1～）	一の年において５日の範囲内の期間
介護休暇 （無　給）	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する６月の期間内で必要と認める期間

◇年次有給休暇の取得状況

（令和７年１月１日～令和７年１２月３１日）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率(%)
17,009.2	5,579.9	448	12.5	32.8

※対象職員は市長部局の一般職員です。

◇育児休業の取得状況

（令和７年度）

	男性（人）	女性（人）
この期間中に新たに育児休業が可能となった職員	17	24
新たに育児休業を取得した者	8	24

◇　その他休業の取得状況

（令和７年度）

育児部分休業	18
高齢者部分休業	0
自己啓発等休業	0
配偶者同行休業	0

◇介護休暇の取得状況

（令和７年度）

	男性（人）	女性（人）
新たに介護休暇を取得した者	0	0
前年度から引き続いている者	0	0

5　分限及び懲戒処分の状況

◇分限処分及び懲戒処分者数

（令和７年度）

処分の種類		該当者数(人)	処　分　事　由
分限処分	降　給	0	
	休　職	18	病気等による
	降　任	0	
	免　職	0	
懲戒処分	戒　告	0	
	減　給	0	
	停　職	0	
	免　職	0	

6　服務の状況

◇職務専念義務の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本市がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例などにより、厚生に関する計画の実施に参加する場合など、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

◇営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することはできません。

7　退職管理の状況

職務の公正な執行および市民の行政に対する信頼を確保するため、退職した職員の本市に対する働きかけを禁止しています。

8　研修の状況

◇研修実施状況

（令和７年度）

	講座数	研　　修　　名	参加者数(人)
職場内 自主研修	16講座	新規採用職員研修 情報セキュリティ研修 マイナンバー制度研修 ハラスメント防止研修　ほか	2,611
県自治研修センター	45講座	市町村新規採用職員研修 市町村係長・課長補佐・課長研修 契約、法制、財務、ＤＸ推進、行政法、政策形成、 発達が気になる子と保護者支援、育休等復帰支援　ほか	311
全国市町村 アカデミー等	13講座	市町村税徴収事務、固定資産税課税事務研修 戸籍事務の基本と窓口対応事例検討講座 社会福祉主事資格認定通信課程　ほか	29
人権問題研修	6講座	人権教育・啓発市民講座ほか	659

9　福祉及び利益の保護の状況

◇勤務条件に関する措置要求の状況

（令和７年度）

勤務条件に関する措置要求	0件

◇不利益処分に関する不服申立ての状況

（令和７年度）

不利益処分に関する不服申立て	0件

◇健康診断の状況

（令和７年度）

項　　目	委託先	受診者数(人)
職員定期健康診断	（公財）とくしま未来健康づくり機構	482
人間ドック		788
脳ドック		62

非常勤職員を含む

◇公務災害の状況

（令和７年度）

区分	認定件数
公務災害	4
通勤災害	0

※公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

◇福利厚生制度

福利厚生制度は、阿南市職員共済会を設置し、給付やレクリエーション事業を実施しています。

経費の財源は、職員の会費と市からの交付金を充当しています。

◎交付金

令和７年度予算額	2,900,000　円	会員数804人(令和7年4月1日現在)
令和８年度予算額	3,550,000　円	会員数788人(令和8年4月1日現在)